

株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス
定 款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ヒューマンクリエーションホールディングスと称し、英文ではHuman Creation Holdings, Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社の目的は次のとおりとする。

1. 次の事業を営む会社の株式または持分を所有することによって、当該会社の事業活動を支配、管理する業務
 - (1) 労働者派遣事業
 - (2) 職業紹介事業
 - (3) 各種産業用機械、電気・電子機械器具の設計、研究、技術開発、商品開発、製作及び販売並びに輸出入業務
 - (4) 各種設備・機械機器の保守、点検、据付、修理業務
 - (5) 情報処理に関するシステムの企画、設計、ソフトウェア・アプリケーションの開発、販売、評価、保守、及び輸出入業務
 - (6) コンピュータ、その周辺機器、関連機器の開発、設計、製造、販売、卸売及び輸出入業務
 - (7) 前(3)乃至(6)についての受託、請負業務並びに技術及び技術力提供
 - (8) 著作権、特許権等の産業財産権、その他知的財産権等の売買、使用・利用許諾
 - (9) 人材採用活動に関する業務請負及びコンサルティング業務
 - (10) 再就職支援に関する教育研修及びコンサルティング業務
 - (11) 人事評価・教育研修に関するコンサルティング業務
 - (12) 求人・求職に関する市場調査・資料作成並びに情報提供業務
 - (13) 会社案内・入社案内・採用広報・ダイレクトメールなどの印刷

物の企画・制作並びに 発送代行業務

- (14) 人材の職業適性能力の開発のための研修の実施
- (15) 給与計算に関する事務代行業務
- (16) 人事・労務に関する業務請負及びコンサルティング業務
- (17) 新商品の企画・開発並びに販売調査に関する業務
- (18) 求人情報広告掲載及び販売業務
- (19) インターネットのホームページの企画及び制作業務
- (20) 広告代理店業
- (21) 有価証券の投資・運用
- (22) 損害保険代理業
- (23) 前各号に附帯関連する一切の業務

2. 次の業務に関するシェアードサービスを子会社及び関連会社に提供する業務

- (1) 経営の企画・立案業務
- (2) Web上におけるブランドの構築及び保守運営業務
- (3) 知名度向上を目的とした業務
- (4) 経理、財務、人事、法務、税務、労務、コンプライアンス、内部統制、資産管理に関する支援業務
- (5) 人材の職業適性能力の開発のための教育研修業務
- (6) 前各号に附帯関連する一切の業務

3. 経営、不動産、人事に関するコンサルタント業務

4. 広告、宣伝業務

5. 株式、社債等有価証券の取得、保有及び売却

6. 前各項に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、7,395,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または、本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

- 2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わり、取締役全員に事故、もしくは支障があるときは、出席株主のうちから選ばれた者がこれに代わる。

(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合にお

いて、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役の報酬等）

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

（監査役の選任の方法）

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第33条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載または記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当金が、その支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

(改定履歴等)

2016年	9月12日	作成
2016年	11月12日	一部改定
2018年	3月30日	一部改定
2018年	9月14日	一部改定
2020年	4月1日	一部改定
2020年	12月15日	一部改定